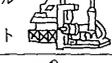
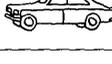


# 騒音

## 騒音の種類と発生源

私たちの周りには、いろいろな音がありますが、聞く人の立場、状況などによって好ましい音になったり、不快感を与える音になります。このうち大多数の人が不快に感じないほうがよいと思う音を騒音とっております。

図-31 騒音のいろいろ

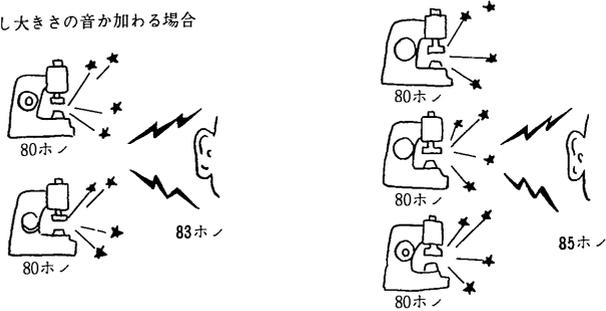
一般騒音	工業騒音	音の大きさ	建設工事騒音	交通騒音
	 鍛造機	ホン 120	くい打機 	ジェット機 
	 打音作業	110	リフト作業 	新幹線 
	 プレス機	100	空気圧縮機 	地下鉄 
 パチンコ屋	 木工機	90	アスファルトブフロント 	トノク 
 ボウリング場	 センハン	80	コンクリートミキサー 	乗用車 
 電話のヘル	 事務機械	70		
 普通の話し声		60		
 一般の住宅地		50		
 深夜の住宅地		40		

騒音の種類と音の大きさは上の表のとおりですが、音の大きさはホンまたはデシベル (dB) という単位であらわされます。普通、いくつもの音が同時に発生しておりますが、私たちの耳に感じる音はそれぞれの音を加えた音の大きさを感じるものではなく、音は次のような特性をもっております。

## 図-32 騒音の特性

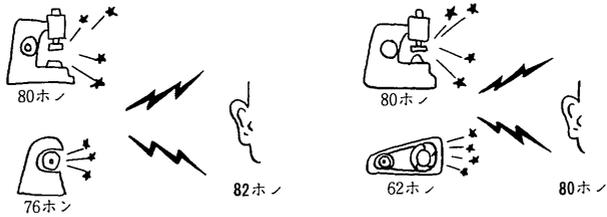
### 1) 音が複合する場合の増加

#### ア 同じ大きさの音が加わる場合



機械の台数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	16
増加するホノ	3	5	6	7	8	8	9	10	10	12

#### イ 異なる大きさの音が加わる場合

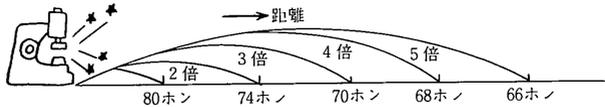


音の差  $80 - 76 \text{ホノ} = 4 \text{ホノ}$   
 加えるホノ 下の表から 2ホノ  
 複合しノ音  $80 + 2 = 82 \text{ホノ}$

音の差  $80 - 68 = 12 \text{ホノ}$   
 加えるホノ 下の表から 0  
 複合しノ音  $80 + 2 = 80 \text{ホノ}$

2つの音のホノ数の差(ホノ)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上
大きい方の音 加えるホノ数	3						1				

### 2) 距離による音の減衰



距 離(倍)	2	3	4	5	6	7	8	9	10
減少量(ホノ)	6	10	12	14	16	17	18	19	20

また  
同時  
音の

## 騒音の規制

知事が規制地域を指定し、地域を区分して区域ごとに規制基準を定めますが、これにより特定工場（法で定めた26種の機械を使う工場）、建設工事（法で定めた5作業を行う工事）の騒音を規制しております。

鳥取県では、昭和46年に鳥取市と米子市の一部地域（都市計画法の用途区域に準じた地域）を規制地域として次のような規制基準を定めておりますが近く両市の地域の拡大指定を行うこととしており、また、境港市、倉吉市の規制についても検討を行っております。

表一 8 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝 夕 〔午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6 時まで〕
第 2 種 区 域	60ホン	50ホン	45ホン
第 3 種 区 域	65ホン	65ホン	50ホン
第 4 種 区 域	70ホン	70ホン	65ホン

### 備 考

- 第2種区域 住居の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域。
- 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要のある区域。
- 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要のある区域。

この規制を受ける特定施設、特定建設作業は下図のとおりです。

表一 9 騒音規制法に基づく特定施設および特定建設作業の届出数

(1) 特定施設の種類の届出件数

種 類	市 名	鳥取市	米子市	計
1	金 属 加 工 機	15	175	190
2	空 気 圧 縮 機 等	19	74	93
3	土 石 用 破 碎 機 等	1	0	1
4	織	0	0	0
5	運 搬 用 資 材 製 造 機 械	1	13	14
6	穀 物 用 製 粉 機	0	0	0
7	木 材 加 工 機 械	23	61	84
8	抄 紙 機 械	1	0	1
9	印 刷 機 械	23	43	66
10	合 成 樹 脂 用 射 出 成 型 機	1	0	1
11	铸 型 造 型 機	1	39	40
	計	85	405	490
	届 出 工 場 事 業 場	71	75	146

(2) 特定建設作業の種類の届出件数

種 類	市 名	鳥取市	米子市	計
1	くい打機等を使用する作業	22	15	37
2	びょう打機を使用する作業	0	0	0
3	さく岩機を使用する作業	2	8	10
4	空気圧縮機を使用する作業	2	1	3
5	コンクリートフット 等を設けて行なう作業	0	1	1
6	破 碎 機	0	0	0
	計	26	25	51

クーリングタワー

最近、冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となっていますが、法律による規制をうけていないため鳥取県公害防止条例によって騒音の指定地域内に設置される定格出力が0.75キロワット以上のものについて規制しております。

表一 10 鳥取県公害防止条例に基づく騒音関係特定施設届出数(昭和48年3月31日現在)

施設名	市 名	鳥 取 市	米 子 市	計
クーリングタワー		57 台	47 台	104 台
届 出 事 業 場		31	35	66

また、事業活動にともなって発生する深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）の騒音について条例によって鳥取県内すべての区域にわたり、住民の立地状況等を勘案して騒音の大きき45ホン(A)50ホン(A)65ホン(A)で規制しています。これにより工場はもとより 飲食店などの音楽、嬌声なども規制の対象となります。

## 騒音の現況

### (1) 環境騒音

各地域における望ましい静けさの限度を国が環境基準として示していますが、県内4市の市街地について、主要道路に面する地域と面さない地域の騒音の調査を行い、環境基準と対比してみました。

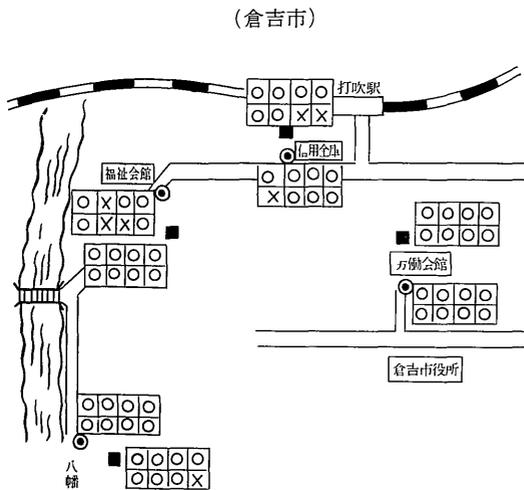
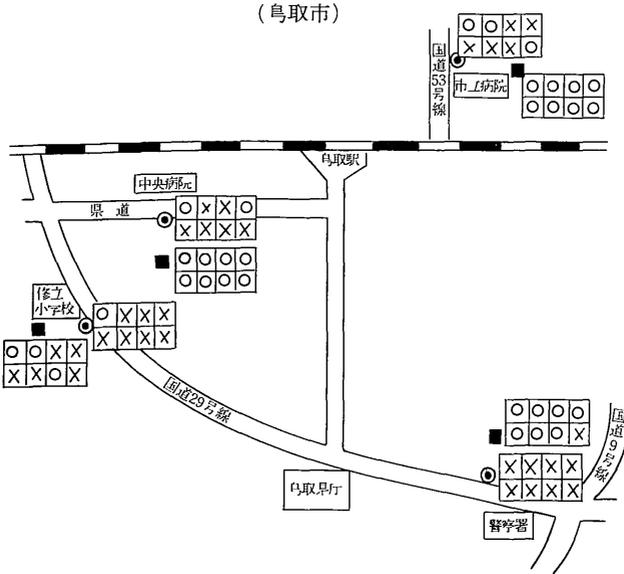
4市別に環境基準に適合する割合（適合率）をみますと鳥取市50%、米子市59.3%、倉吉市79.7%、境港市81.3%となります。

道路に面する地域と面しない地域の適合率を比較すると、45.8%と87.5%という開きがありますが、これは車の通行量の影響によるものです。

測定時間別では、6時では90%適合していますが、8時以降は生活活動とともに騒音が大きくなり適合率も64.4%になっています。

以上の調査から、道路に面する地域は一部の地域を除いて環境基準をただちに達成することは困難ですが 道路に面しない地域はおおむね環境基準を満足しているといえます。

図一33 鳥取市、倉吉市内の環境騒音と環境基準対比図(昭和47年10月)



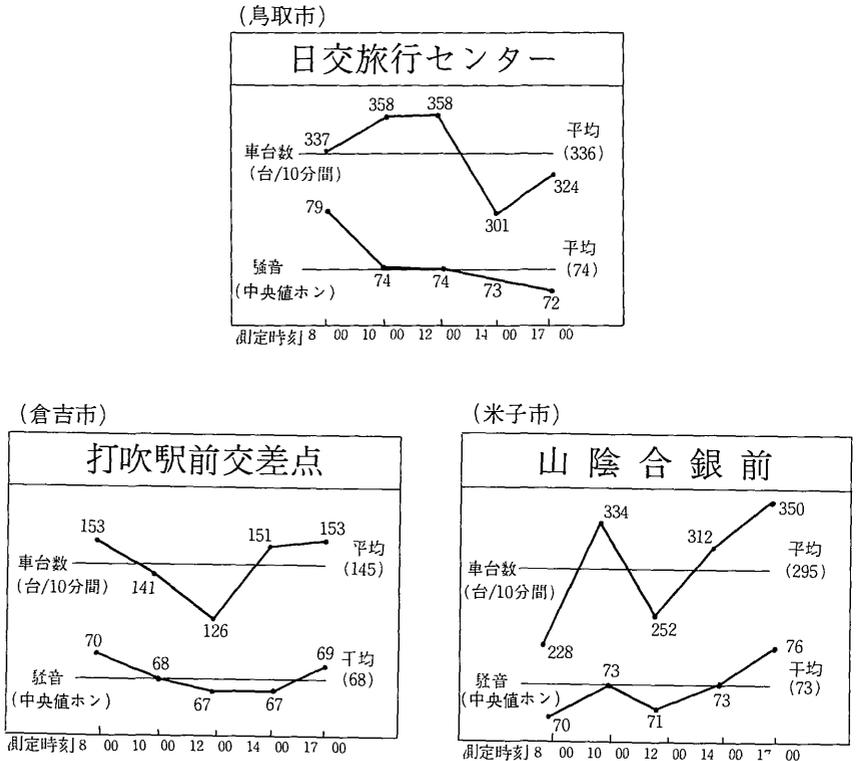
◎ 印 道路に面する地域の測定点をあらわす  
 ■ 印 道路に面しない地域の測定点をあらわす  
 内の○印は環境基準に適合したもの  
 ×印は環境基準に適合しないもの  
 のワケは、14時から16時、18時、22時、10時、12時、左下から

## (2) 交通騒音

車の交通量の多い交差点などを選んで、騒音と交通量の調査を行いました。鳥取市で平均68～74ホン、倉吉市で65～68ホン、米子市で71～74ホンの騒音がでております。

これらの交通騒音はいずれも音源が移動するもので、全国的に問題とされており、今後音源対策、交通規制、道路構造の改善などの総合的な対策が必要とされております。

図一34 鳥取、倉吉、米子市交差点における交通騒音図(昭和48年6月)



# 悪臭

## 悪臭の発生源

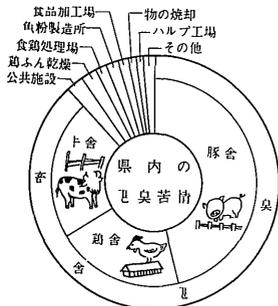
においを出す物質は数10万種類以上あるといわれますが このうち私たちの大多数が不快に感じるいやなにおいを悪臭と呼んでいます。

悪臭物質は極めて低い濃度で不快感を与え、また1つの事業場から発生するにおいは、いろいろの物質が混ざり合っているため、悪臭防止は非常に難しい面をもっています。

鳥取県の悪臭の苦情は、88%が畜舎から発生するにおいによるものですが、比較的広範囲に悪臭が及ぶパルプ工場、ごみ処理場、し尿処理場、化製場などが発生源となっております。

表一 主たる事業場から発生する悪臭物質

事業場	悪臭物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	化素	硫化メチル	トリメチルアミン
畜産農業		○		○			○
鶏糞乾燥場		○					
複合肥料製造業		○					○
でん粉製造業		○		○			
化学製場		○	○	○		○	○
魚腸骨処理場		○	○	○		○	○
フェザー処理場		○		○			
ごみ処理場		○	○	○		○	
し尿処理場		○	○	○		○	
下水処理場		○	○	○		○	
クワフトパルプ製造業			○	○		○	
セロファン製造業				○			
ビスコースレーヨン製造業				○			
水産かん詰製造業							○



図一35 鳥取県における悪臭苦情図

### 主な悪臭物質

- 臭) 化合物 メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル
- 臭) 化合物 アンモニア、メチルアミン
- × 臭) 水素 (フチレン)
- 臭) アルチヒト類(ナホルアルチヒ)
- 臭) 脂肪酸 (酪酸)
- 臭) ハロゲン元素 (臭素、臭素)

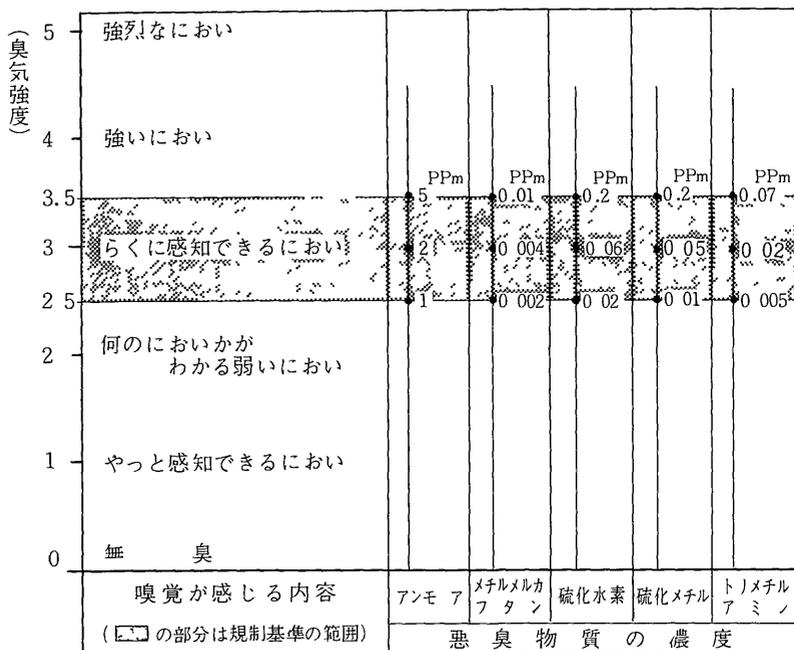
## 悪臭の規制

悪臭防止法の規制は、騒音規制と同じように規制地域を指定し、地域を区分して悪臭物質ごとに規制基準を設けていますが、騒音規制が特定工場、特定建設作業を対象としているのと異なり、悪臭規制は地域内のすべての工場、事業場等を規制しております。

現在、悪臭物質はアンモニアなど5物質が規制されていますが、今後他の物質が次々規制されていきます。

基準は私たちの鼻（嗅覚）で感じる悪臭の度合のうち大多数の人が不快感を感じる時の大気中の悪臭物質の濃度で定めませんが、悪臭に対する住民のなれや、気象条件などによって基準値に差がつけられるようになっています。

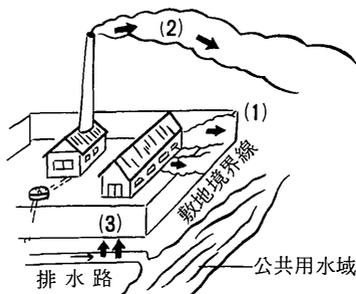
図-36 規制されている悪臭物質の臭気強度



## 規制基準の種類

規制基準は、悪臭物質ごとに次の3種類の基準値が定められています。

- (1) 煙突等がなく、事業場の建物全体から漏出する悪臭……事業場の敷地の境界線の地表における濃度の許容限度（畜舎、下水処理場等）。
- (2) 煙突その他気体排出施設から排出される悪臭……(1)の許容限度を基礎として、排出口の悪臭物質の流量の許容限度（化学工場等）。
- (3) 排出溝等から敷地外に排出される汚水による悪臭……(1)の許容限度を基礎として、排出水中の濃度の許容限度（排水路をもつ工場等）。



## 規制地域の指定

悪臭防止法による規制地域を指定するために、鳥取県公害対策審議会に基本的な方針について諮問し、この答申に基づいて各市町村長とじゅうぶん協議を行った結果、一次指定として4市9町1村について規制地域を指定しており、近く二次指定として八東町、気高町、関金町、東伯町、名和町の指定を行うこととしております。

表一12 悪臭防止法による規制地域の指定(昭和48年10月12日告示)

市町村名	区分	規 制 地 域
鳥 取 市		○都市計画法に基づく市街化区域 ○吉岡温泉地区
国 府 町		○都市計画法に基づく市街化区域
米 子 市		○都市計画法に基づく市街化区域
日 吉 津 村		○都市計画法に基づく市街化区域 ○市街化区域に接する部分の一部(日パ北側の日吉津新田)
境 港 市		○都市計画法に基づく市街化区域(但し、工業専用地域として予定される地域を除く) ○市街化区域に接する部分の一部(高松町) ○現に悪臭発生が認められる地域(渡町の2区域)
倉 吉 市		○近く指定される市街化区域を参考とした区域
郡 家 町		○住居が集合する地域で、悪臭発生源の影響のある都市計画地域内の集落
青 谷 町		○駅前周辺の住居が集合する地域(東町、中町、本町、浜町、灘町前町、西町、駅前)
鹿 野 町		○都市計画地域内の鹿野、今市の地区
東 郷 町		○松崎温泉地区
二 朝 町		○二朝温泉地区(へい獣処理場等に関する法律の指定地域と同じ地域)
羽 合 町		○上浅津温泉地区
赤 碓 町		○住居が集合する地域 駅前通、花見町、朝日町、亀崎町、港町、二軒茶屋、荒神町、東町、八中之町、本町、西仲町、西町、八幡町、地底町、大山町等
淀 江 町		○住居が集合している部落周辺100mの範囲 現に悪臭を発生している事業場周辺(白浜浄化場)

## そのほかの環境汚染物質

表一13 休廃止鉱山下流の玄米、土壌のカドミウム、銅の調査結果

地区別	調査対象面積	休廃止鉱山	玄米			土壌			調査年度	
			調査検体数	カドミウム		調査検体数	銅			
				最高～最低、平均	1.0ppm以上の検体数		10～0.4ppmの検体数	最高～最低、平均		125ppm以上の検体数
岩美町小田地区	200	岩美鉱山	88	0.89～0.05 0.29	0	22	90	513～67 97	24	46・47
鳥取市稲葉山地区	20	百谷鉱山	26	0.54～0.04 0.17	0	2	23	827～5.5 182	7	47 48

### 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日法律第139号)では、土壌汚染の原因となる物質として、人の健康上問題があるものとしてカドミウムを、農作物等生育上問題があるものとして銅が指定されております。

カドミウムについては玄米中の含有量1ppm以上、銅については土壌中の含有量が125ppm以上のものをそれぞれ被害があるとされています。

岩美鉱山 明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害をおよぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウム的人為的汚染(カドミウム0.4ppm以上)が認められましたが、食品衛生法では食品として取り扱われないカドミウム1ppm以上の玄米は認められませんでした。また、土壌については米の収量に影響があると判断される125ppm以上の銅を含有していた土壌が90地点中24地点ありました。県では鉱害対策として昭和47、48年度に事業費36,438千円で鉱水処理施設、澱物堆積場の設置および整備を行ないました。

また、鉱さい土砂の流出防止のための荒廃砂防事業として建設省の補助をうけて昭和47年度に、事業費30,000千円をもって砂防ダム嵩上工事(嵩上2メートル、延長96メートル)を実施しました。

百谷鉱山 開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47、48年度に下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染(カドミウム0.4ppm

以上)の認められたものが2検体ありました。土壌では銅 125 ppm以上のものが23地点のうち7地点認められました。

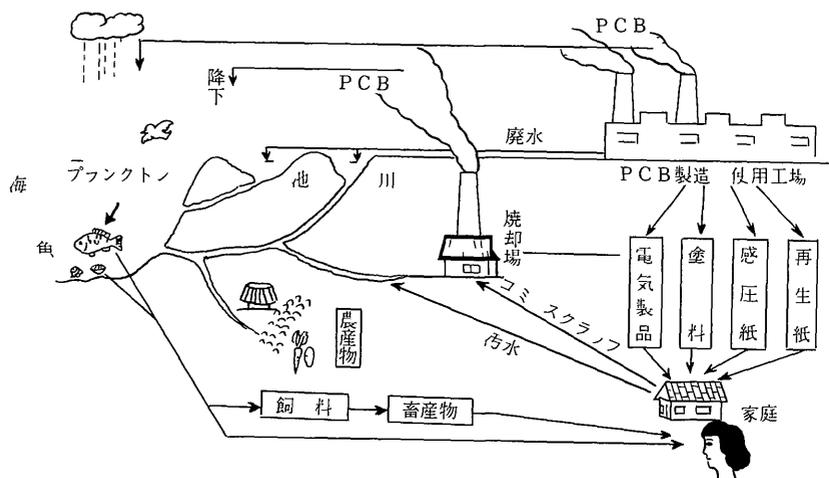
鉱害対策として百谷鉱業(株)は、昭和48年に銅の高汚染地域1.1ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行ないました。

## PCBによる汚染

PCBは、石炭や石油からつくられた塩素化合物で化学的に安定した物質であるため、感圧紙や電気製品など幅広く使用されてきましたが、この特性がわきわきしてPCBを使った製品が焼かれたり廃棄された場合、分解しないまま自然界にばらまかれ、食物連鎖で私たちの体内に入り問題となりました。

その後PCBの使用禁止、製造中止の措置がとられたため、今後新たに、PCB汚染が進行することはありませんが、PCBを使用した製品の処分対策、濃厚に汚染された環境対策、汚染魚介類の排除などの対策がとられています。

図一37 自然界を循環するPCB



## 調査結果

昭和47年8月に魚介類、牛乳など6食品と食品の容器、包装について暫定的な規制値が定められたため、昭和47年度に引続き、食品等114件について調査を行いました。規制値を上回るものはありませんでした。

また、河川、港湾、焼却場等の水質、底質、残灰等の環境調査の結果でも汚染は軽微なものといえます。

しかし、故紙再生業者の排水水域の底質、ごみ焼却場の残灰からは、67～39<sup>ppm</sup> 検出されましたので、さらに追跡調査を実施しております。

人体汚染の影響を知るための母乳調査の結果もP C Bの含有量は0.012～0.034<sup>ppm</sup> で他の都道府県の調査結果にくらべると低い数値であります。

表-14 食品等のP C B試験結果

食品等	区分	暫定的 規制値	検 査 結 果						備 考
			検査件数	適	不適	最高値	最低値	平均値	
魚 貝 類	内海内湾産	ppm 3.0	61件	61件	0件	ppm 2.3	ppm 不検出	ppm 0.106	白いか、はまち、あじ、 ほら、いしだい等
	遠洋沖合産	0.5	24	24	0	0.113	不検出	0.026	とびつお、ひらめ、かれい、 さば、さんま等
牛	乳	0.1	9	9	0	0.0024	不検出	0.0011	県内処理牛乳
乳	製 品	1.0	4	4	0	0.061	0.0027	0.018	バター、れん乳
肉	類	0.5	3	3	0	0.011	0.003	0.007	牛肉、豚肉、鶏肉
卵	類	0.2	3	3	0	0.009	0.007	0.008	鶏卵
育	見 用 粉 乳	0.2	4	4	0	0.0054	不検出	0.0029	県外品
容	器 包 装	5.0	6	6	0	不検出	不検出	不検出	梨、豆腐、つけ物の容器包装
計			114	114	0				

## 水銀による汚染

全国的に問題となった水銀による汚染は、工場から排出された有機水銀が河川から海にと流れ、プランクトン→水生昆虫→魚介類といった食物連鎖によって濃縮され、私たちの体内に高濃度の有機水銀が入ることとなり、水俣病にみられるような被害を与えています。

県内には、有機水銀を製造したり使用する工場はありませんが、過去農薬として水銀剤が一部使用されており、また、魚介類については、魚の回遊、県外品の入荷等があるため、水銀汚染の調査を行っております。

## 調査結果

昭和48年6月魚介類中の水銀に対する暫定的規制が行われたため、県内の漁港に水揚げされた魚介類、県外から入荷した魚介類79検体の調査を行いました。が、規制値を上回るものではありませんでした。

表—15 魚介類水銀汚染調査

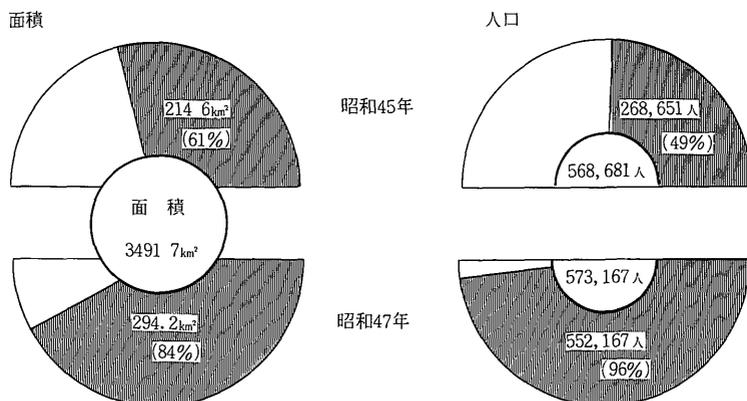
調査項目 魚貝類の区分	暫定的規制値	検査結果			総水銀			備考
		検査件数	適	不適	最高値	最低値	平均値	
県内で水揚げされたもの	総水銀 0.4ppm	33	33	0	0.29	不検出	0.044	かれい、さば、あじ、いか等24魚種
県外から入荷したもの	(メチル水銀 0.3ppm)	46	46	0	0.265	不検出	0.044	ほら、かつお、かき等35魚種
計		79	79	0	0.29	不検出	0.044	

そのほか、河川、港湾、湖沼、農作物、土壌等に対しても総点検を実施しましたが、特に濃厚に汚染された水域、農作物等はありませんでした。

# 廃 棄 物

## 家庭から排出される廃棄物

図一38 市町村の廃棄物処理区域の推移



### 市町村の処理区域

従来の清掃法においては、市町村が収集処分する区域として特別清掃地域を定め清掃事業にあたってきたわけですが、その特別清掃地域を定めるにあたって人口密度1km<sup>2</sup>あたりおおむね2千人以上といったような市街地形態をなしている区域を中心に定めていたものですが、清掃法を全面改正した昭和46年9月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によってこの制度を改め山林、原野、人口の非常に少ない区域など以外は市町村の処理すべき区域としたものであります。

本県も対象とする区域は、面積にして84%、人口で96%まで拡大され、したがって、サービスする区域の拡大にともなう体制の整備が急がれるところであります。

### ごみ処理の状況

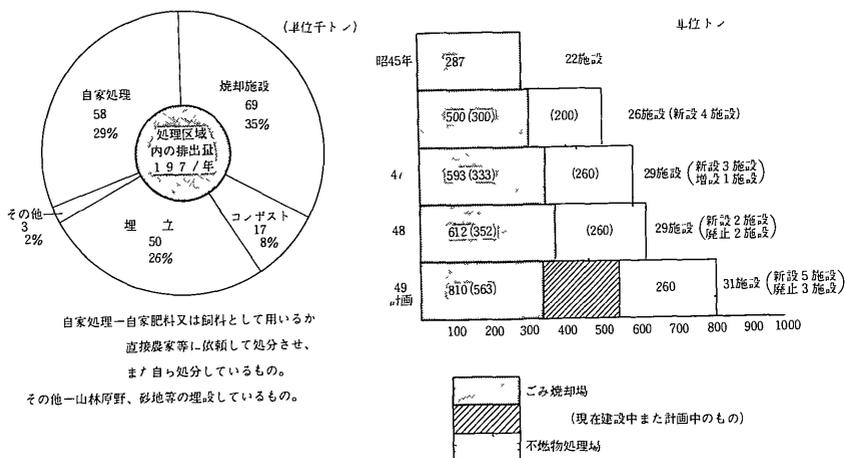
現在県内に26の可燃物処理場（規模1日処理能力352トン）、3の不燃物処理場（規模1日処理能力260トン）が配置されております。

排出量は年間197千トンで1日あたりにすると660トンの処理を必要とするがこのうち可燃物が83%とみられているのでその量は550トンと推定されます。一方、49年度ごみ処理施設の規模は建設中または計画中のものをあわせて1日550トンの能力となり、施設が地域的に偏在していることはあっても県全体からみると現在、自家処理、埋立処分していたものも焼却施設により衛生的に処理することが可能となります。

図一39 市町村の廃棄物の処理状況と処理施設整備状況

処分の状況（昭和47年度）

処理施設の整備（1日の処理能力）



### し尿処理の状況

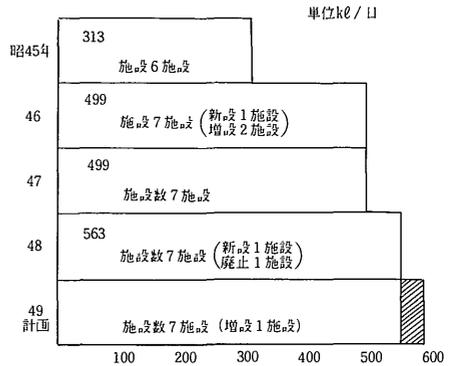
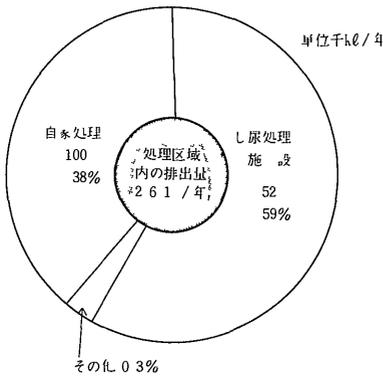
し尿の収集処分は東部では鳥取市ほか14か町村、中部では倉吉市ほか9か町村、西部では米子市ほか9か町村、日野町ほか2町と事務組合を設け、境港市のみは単独で計7施設（処理能力1日563Kℓ）で処理にあっております。

処理区域内の排出量は261千Kℓ/年ですが当面（昭和51年まで）250千Kℓ/年（総排出量の98%）の施設を整備することを目標としているがこれは1日あたりの処理能力約700Kℓの規模に該当するものです。

したがって、昭和49年度の増設計画を含めた現在規模は1日あたり583Kℓでさらに規模の増設を急ぐ必要があります。

図一40 市町村のし尿処理状況と処理施設整備状況処理施設の整備

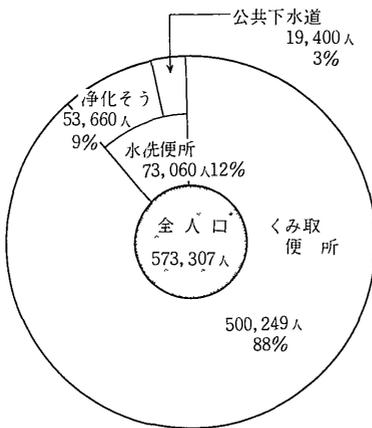
処分の状況（昭和47年度）



自家処理—自家肥料として用いるか 直接農家等  
 依頼して汲取らせるか、また 自ら  
 処分しているもの。  
 その他 山林、京野、砂地 埋まっているもの。

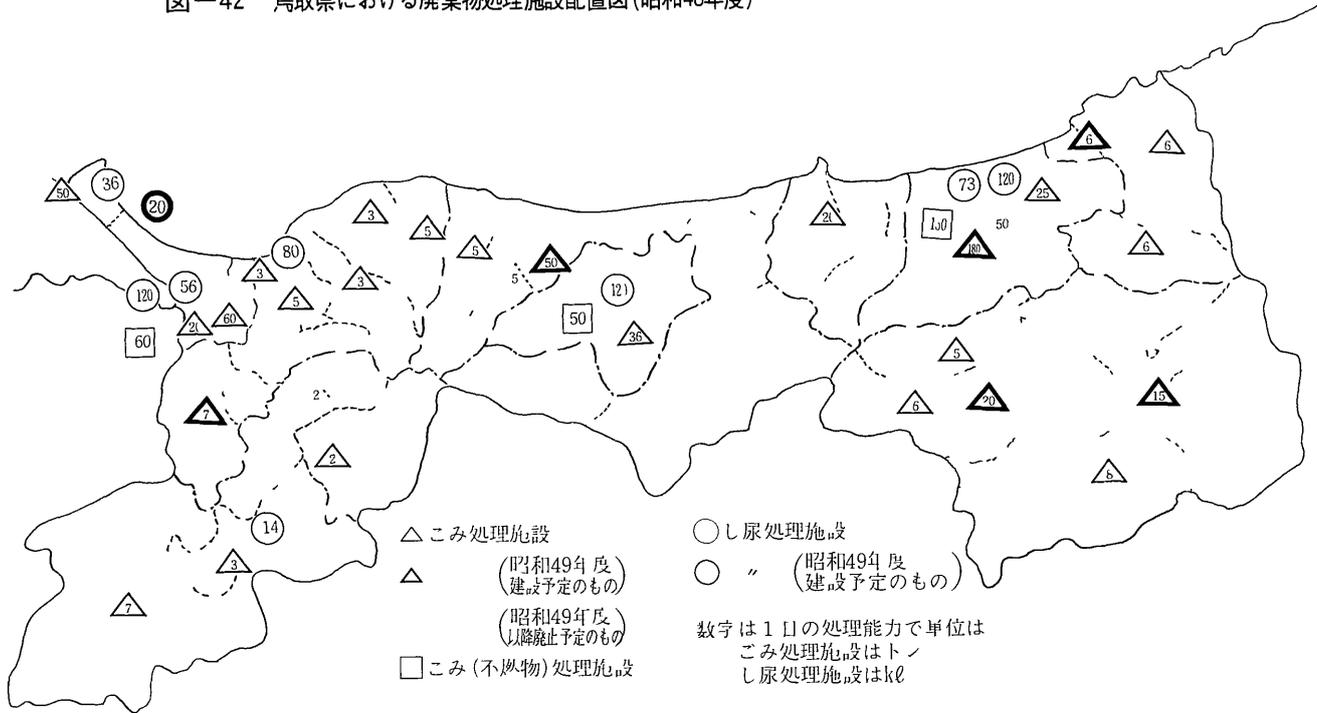
水洗便所の普及状況（昭和47年4月現在）

図一41 水洗便所の普及状況



## 廃棄物処理施設の配置

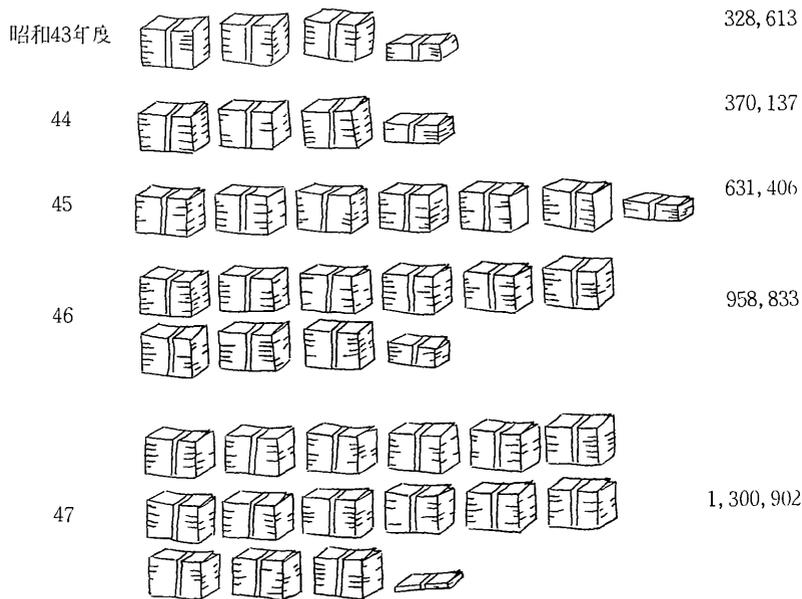
図一42 鳥取県における廃棄物処理施設配置図(昭和48年度)



## 本県の市町村における廃棄物（ごみ、し尿）の 収集、処分に要した経費

最近5年間の推移

(単位 千円)

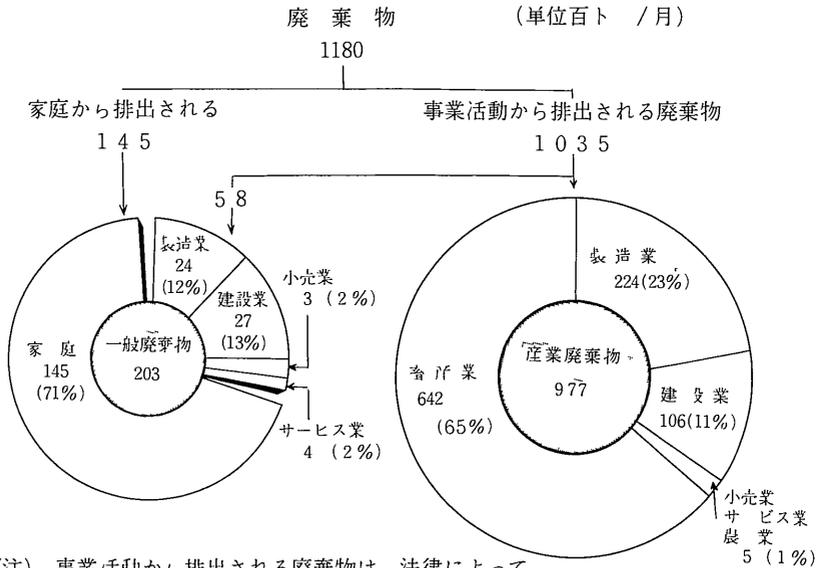


家庭から排出される廃棄物（ごみ、し尿）の収集、処分は、実施主体は市町村ですが、この事業のために支出した経費（決算額）は、47年度は13億円で県民1人あたり2,269円となり、5年前の昭和43年度3億2千万で県民1人あたり579円と比較すると 約4倍に増加しております。

また、県内市町村の総決算額のなかで示める割合は、43年度2.0%、44年度1.9%、45年度2.7%、46年度3.2%、47年度3.5%と年を追って増額され、市町村における環境整備の認識の高まりが伺えます。

# 産業廃棄物

廃棄物のなかでの産業廃棄物の位置とその排出量（昭和46年度）



(注) 事業活動から排出される廃棄物は、法律によって定義された「産業廃棄物」とそれ以外の「一般廃棄物」にわけられる。

例えば、旅館、飲食店、デパートなどから排出される紙くず、厨芥などは事業活動によって生ずるものであるが「一般廃棄物」として取扱われる。

# 事業活動にともなう廃棄物の排出量の現状

表-16 産業廃棄物の排出量の現状(昭和46年度)

種 類 別		排出量の多い業種	排出量 t/月	構成比 産廃%	構成比 全廃%	
産 業 廃 棄 物	焼却可能なもの	セルロース系廃棄物	紙、パルプ、木材、繊維、食料品、衣服	12,499	12.8	12.1
	焼却可能だが煙等に問題があるもの	畜産廃棄物	畜産農業	64,150	67.5	62.0
		廃プラスチック	農業、食料品	110	0.1	0.1
		廃油	窯業、金属製品、ガソリスタント	154	0.2	0.1
		動植物性残さい	食料品	2,625	2.7	2.5
		汚泥類	紙、パルプ、窯業	1,922	2.0	1.9
	小計		68,961	70.6	66.6	
	再生利用可能なもの	金属くす	鉄鋼	2,809	2.9	2.7
		ガラスくす	食料品	36	0.0	0.0
		小計		2,845	2.9	2.7
	そのまま処分可能なもの	燃えがら類	紙、パルプ、木材	343	0.4	0.3
		土砂類	鉄鋼、窯業	2,257	2.3	2.2
		がれき類	建設、窯業	10,775	11.0	10.4
		小計		13,375	13.7	12.9
	小計		97,680	100	94.4	
事業活動に伴う一般廃棄物	焼却可能なもの	セルロース系廃棄物		2,153		2.1
		雑ごみ		2,260		2.2
		小計		4,413		4.3
	燃えるが煙等に問題があるもの	動植物性残さい		1,403		1.4
	小計		5,816		5.6	
合 計			103,496		100	

## 産業廃棄物問答

### 産業廃棄物は誰が処分するのか

(問) 廃棄物処理法では、「事業者がその事業活動にともなって生じた廃棄物は、みずからの責任において適正に処理しなければならない」と規定されているが、これはまさにこの法律の大事なポイントのような気がします。

ここでは「廃棄物」ということで「産業廃棄物」といっていないのですが、事業活動にともなって生じた廃棄物のうちで産業廃棄物じゃなくて、一般廃棄物のほうで扱われる廃棄物があるということで「廃棄物」という言い方をしています。

たとえ、一般廃棄物のなかに入っているとしても、事業活動にともなって生じたのは自己処理の責任があるのであって、自家処分をしない場合は費用負担すべきだと解釈するのですか

(答) そういうことです。

一般廃棄物というのは市町村が義務的に収集し最終的に処分する形になっているけれども、もともと事業活動にともなって排出される一般廃棄物は、もともと理念的にはみずから処理しなければならないはずの廃棄物を市町村がかわって収集し、最終的に処分してあげるようなものだから。

さらに、法律はこの事業者の処理責任の原則にしたがって、事業者はその産業廃棄物を処理しなさいという処理の責務を明らかにしています。

(問) そうは云われても本県の場合中小企業が多く、事業者の排出責任のみに任せれば環境汚染をまねくおそれが予想されますが、市町村なり県なりの公共サービスは期待できないのですか。

(答) そうですね。

廃棄物処理法にやはり市町村、県の役割が示されています。

まず、市町村の場合一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物、たとえば、焼却場や不燃物処理場で処理できるものは、木くずとか、わらくずとかいったような産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる

ことになっています。

しかも、従来から市町村の清掃事業の対象として取り扱われている実態もあり本県の場合排出量も少なく排出源が散在しているので、その実態にそった取り扱いを当面継承することが現実的でしょう。

県の場合、主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理を事務として行なうことができるようになっております。最も急がれる最終処分地（埋立地）の確保を中心に検討を急ぐべきだと考えています。

### 産業廃棄物処理業者の活用

(問) 産業廃棄物を処理する業者が最近県内で出来つつあるということを知っていますが実態はどうなっていますか。

(答) 産業廃棄物処理業者は新しくできた制度で、県知事の許可を必要といたします。本県で許可している業者は未だ運搬を主体としたものが多く、業者で処理を主体とした業者は2社で境港市の廃油、動物性残さいを処理するもので現在建設中のものであります。

これらの業者の育成をはかり廃棄物処理事業を分担活用する心要があると考えております。

### 産業廃棄物の処理計画の策定

(問) 最近における産業活動の拡大、県民生活の向上にともなって排出されます各種の廃棄物は膨大な量にのぼり、その質も変化しており、市町村の清掃事業のなかでは処理できないものが多く環境汚染の原因ともなっていますことをご承知のとおりと思いますが 県はこれに対しどのように対処しようと考えておられますか。

(答) 昭和46年11月、従来の清掃法を改正し新しく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行し、現在の実態に対処しようとしているところでありますが、そのなかで県は産業廃棄物の処理計画を策定することが義務づけられております。

そこで、県は昭和47年12月「鳥取県における産業廃棄物の処理の基本的な考え方」を県の公害対策審議会に諮問いたしましたところであります。

審議会においては部会を設け検討が進められてきたわけですが、広域的にまたは共同で処理すべきものとして、畜産ふん尿、廃プラスチック、廃油、動植物性残さいなどをあげて検討されていました。

ところが石油をはじめ今日の世界的な資源危機は、廃棄物が資源と見直される時代となり従来の焼却、埋立を中心とした処理方法の検討から廃棄物の再生利用等資源化の方向で検討されるべきものとなりました。

しかも県内には業者によるところの廃油処理施設、動物性残さい飼料化施設が建設中であり、農業用廃プラスチックについては農業団体によって県外業者による再生のための回収方法を検討中であり、このように業者の廃棄物の再生化の動きが急激に活発となってきています。

このような新らしい実態に対処するため審議会においては廃棄物の資源化、再生業者の活用を効果的に組合わせた処理計画を再検討中であり、答申を得しだい実施に移すことといたしております。

# 公害防止施設に対する融資

## 中小企業者に対する融資

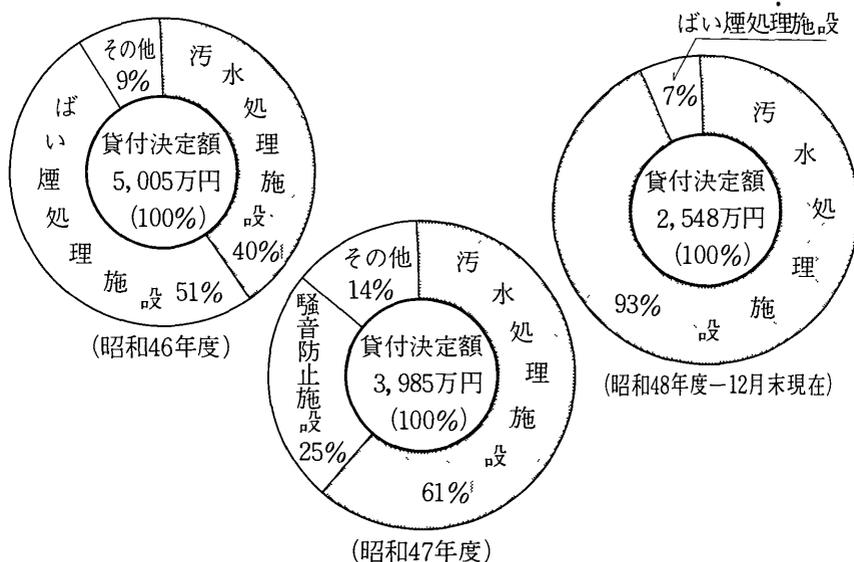
企業は公害の未然防止をはかるため、公害防止施設の設置など 今後万全の公害対策を講じていく必要があります。

しかしながら 公害防止施設は多額の資金を必要とするので、企業にとって相当の負担となります。現在、設備近代化資金、中小企業近代化資金、公害防止事業団、中小企業金融公庫、国民金融公庫などの融資がおこなわれていますが 県及び一部の市においても それぞれ独自に融資をおこなっています。

県市	対象施設	貸付限度	償還期限	据置期間	利率
鳥取県	公害防止のための土地建物、構造物、機械設備	1,500万円以内	5年以内	1年以内	年6.5% (保証付6.2%)
倉吉市	公害防止施設	500万円以内	5年以内	6か月以内	年6.5%
境港市	公害防止施設	500万円以内	5年以内	6か月以内	年6.5%

なお、県の融資実績（昭和46年度以降）は、別図のとおりです。

図一43 中小企業者に対する公害防止施設に対する融資実績



## 畜産業者に対する融資

鳥取県では、畜産業者の公害防止施設に対する融資（利子補給）を行なっているが その内容は次表のとおりです。

資金名	貸付対象事業	利率(年)	償還期限	据置期間	貸付限度額
畜産環境 整備資金	畜舎(家畜排せつ物処理施設)、たい肥舎等	基準金利9% 利子補給 国1.5 県1.5(1.5) } 5.5 市町村1.0 }			10万円~600万円 600万円 ~5,000万円

なお、融資実績（昭和47年度以降）は、別表のとおりです。

表-17 畜産業者の公害防止施設に対する融資実績

年度	件数	融資額
47	1	188万円
48(12月末)	16	2,103